

## 沼津市立図書館雑誌スポンサー確認表

下記審査事項に該当していないことを確認し、チェック欄に  点 を入れて下さい。

(沼津市広告掲載基準第3条)

| 号    | 審 査 事 項   | チェック |
|------|---|------|
| (1)  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種ではない。                 |      |
| (2)  | 風俗営業類似の業種ではない。  |      |
| (3)  | 消費者金融業者ではない。  |      |
| (4)  | 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はそれらに関連する事業者ではない。 |      |
| (5)  | たばこ事業者ではない。   |      |
| (6)  | ギャンブルに係るものではない。   |      |
| (7)  | 政治団体及び宗教団体ではない。   |      |
| (8)  | 法律の定めのない医療類似行為を行う施設ではない。  |      |
| (9)  | 占い及び運勢判断に関するものではない。   |      |
| (10) | 興信所、探偵事務所等ではない。   |      |
| (11) | 債権取立て、示談引受け等をうたったものではない。  |      |
| (12) | 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものではない。  |      |
| (13) | 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者ではない。            |      |
| (14) | 各種法令に違反しているものではない。  |      |
| (I)  | 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種ではない。                            |      |
| (II) | 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているものではない。                              |      |
| (15) | 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないものではない。   |      |
| (16) | 前各号のいずれにも該当しない業種又は事業者であっても、現に社会問題となっているものではない。                          |      |

以上のとおり、沼津市広告掲載基準第3条各号に定める業種又は事業者には該当しないことを確認しました。